

## 平成24年度特別研究員（グローバルCOE）補充採用

### 1. 特別研究員（グローバルCOE）候補者の推薦

大学院博士課程在学者で優れた研究能力を有し、グローバルCOEプログラムに選定された研究拠点で、主体性をもって研究する者を推薦願います。

### 2. 被推薦資格

被推薦資格は、次のとおりです。年齢・在学年次については、採用年度の4月1日現在が基準となります。

#### 特別研究員（グローバルCOE）《DC1》

年 齢	採用年度の4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者：34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者（次の③、④を除く）：35歳未満 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者：36歳未満 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者：37歳未満
在学年次	採用開始日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、採用年度の4月1日において次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第1年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第3年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次に在学する者 ※ ①～③において、採用年度の4月1日までに博士課程後期等に進学する予定の者を含む

※ 薬学を履修する4年制の博士課程に平成24年4月に進学する者の申請は、在学年次が第2年次となる次回の募集（平成25年度採用分）からとなります。

#### 特別研究員（グローバルCOE）《DC2》

年 齢	採用年度の4月1日現在 ① 3年制又は5年一貫制の博士課程在学者：34歳未満 ② 医学、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者（次の③、④を除く）：35歳未満 ③ 法律（医師法（平成12年の法改正前）、歯科医師法又は獣医師法）に定める臨床研修を修了した者で、医学（次の④を除く）、歯学又は獣医学を履修する4年制の博士課程在学者：36歳未満 ④ 医師法（平成12年の改正法）により義務付けられた2年以上の臨床研修を修了した者で、医学を履修する4年制の博士課程在学者：37歳未満
在学年次	採用開始日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、採用年度の4月1日において次のいずれかに該当する者（外国人も含む） ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次に在学する者 ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次に在学する者 ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次に在学する者 ④ 医学、歯学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次に在学する者 ※ ①～④において、博士課程に標準修業年限を超えて在学する者を含む

### 3. 推薦にあたっての留意事項

(1) 各研究拠点が推薦できる人数は、1 拠点につき 1 名ですので、既に採用されている者の採用期間満了や中途辞退した場合にのみ補充採用することができます。1 拠点につき同時に 2 名以上を採用することはできません。

また、被推薦者の選考にあたっては、公募（ホームページ等）により募集し、選考委員会等による公正な審査のうえ、候補者を推薦願います。

(2) 過去に本会の特別研究員・DC または PD 等（以下「一般の特別研究員」という。）に採用されたことのある者を推薦することはできません。（特別研究員(21COE)に採用されたことのある者も同様です。）

(3) 7. 原則として過去に一般の特別研究員に申請し、不採用となった者を推薦することはできません。ただし、その後の研究業績等を勘案し、推薦することを学長が相応しいと判断する場合は、この限りではありません。この場合、別添「選考結果報告書」の「5.選考理由」欄に特別研究員に申請した当時よりも優れた点（研究計画、研究業績等）を具体的に記述してください。

1. 平成 24 年 4 月 1 日採用開始となる候補者を推薦するにあたって、平成 24 年度採用分の一般の特別研究員に「補欠」となっている者を推薦する場合には、別添「選考結果報告書」の「5.選考理由」欄に当該特別研究員に申請した当時よりも優れた点（研究計画、研究業績等）を具体的に記述してください。なお、特別研究員（グローバル COE）と一般の特別研究員の両方に内定となった場合には、指定の期日までにいずれを選択するか、候補者に回答させてください。

(4) 7. 当該年度に一般の特別研究員に申請中の者を推薦し、選考の結果、特別研究員（グローバル COE）に採用内定となった場合には、一般の特別研究員の申請は取り下げの手続きを候補者にさせてください。

1. 候補者を推薦後、採用開始日までに現在採用中の者が中途終了せずに延長した場合は、当該補充採用候補者の申請は取り下げの手続きを候補者にさせてください。

（「申請取下願」の様式をお送りしますので、後述に記載の担当係あてご連絡ください。）

(5) 現に研究拠点形成費補助金等で雇用されている者についても推薦することは可能ですが、重複して当該助成を受給することはできません。

### 4. 研究奨励金

支給予定額は月額 200,000 円です。（ただし、これは平成 24 年度の支給予定額であり、採用期間中に額を改定した場合は、その額を適用します）

### 5. 研究費

科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の応募資格が与えられます。

科学研究費補助金（特別研究員奨励費）への応募を希望する場合には、次頁「6. 提出書類及び提出部数」に記載の申請書類と併せて、特別研究員奨励費の応募書類も提出してください。応募書類については、平成 24 年度特別研究員奨励費の募集要項をご参照ください。（採用開始日が「7. 採用開始日」の①に該当する申請者分については、平成 24 年度採用の一般の特別研究員と同時期に応募書類を提出してください。）

## 6. 提出書類及び提出部数

候補者を推薦する場合は、①、③については候補者が、②については現在の研究指導者(学籍上の指導教員)が作成し、拠点リーダーが作成した④を添付し、大学事務局でお取りまとめのうえご提出願います。

- ① 特別研究員申請書〔兼申請カード〕・・・・・・・・・・・・・原本1部、写し2部 (A4判、両面コピー)
- ② 現在の研究指導者の評価書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原本1部、写し2部 (A4判、両面コピー)  
〔注：評価者が原本及び写しを作成し、評価者自らこれらを併せて封筒(角2)に入れ厳封してください。〕
- ③ 特別研究員申請カード (①の1、2ページ目の写しを正本とします) ・・・1部 (A4判、両面コピー)
- ④ 候補者を決定した選考理由等を記した「選考結果報告書」・・・原本1部、写し2部 (A4判)

注：採用後の受入研究者は、グローバル COE プログラム採択拠点のリーダーまたは拠点となる大学に所属する事業推進担当者とし、採用される特別研究員の学籍上の指導教員である必要があります。

※ 申請書等の電子ファイルを、各拠点大学の特別研究員事務担当者（研究者養成事業の電子申請システム機関担当者）あてに、電子メールにより別途お送りします。

申請書は一般の特別研究員-DC に準じた形で作成願います。また、分科・細目コード表等は、本会ホームページをご覧ください。 (<http://www.shinsei.jsps.go.jp/topyousei/chordlist.html>)

## 7. 採用開始日

次のいずれかを選択してください。

- ① 平成24年4月1日      ② 平成24年7月1日      ③ 平成24年10月1日

## 8. 申請受付期間

補充採用候補者を推薦する場合には、採用開始日に応じて、下記の申請受付期間内に必要書類を提出してください。

採用開始日	申請受付期間
① 平成24年4月1日	平成24年1月23日(月)～1月25日(水)
② 平成24年7月1日	平成24年4月23日(月)～4月25日(水)
③ 平成24年10月1日	平成24年7月23日(月)～7月25日(水)

※ 採用開始日が①に該当する場合は、「3.推薦にあたっての留意事項-(3)イ」にご注意ください。

## 9. 審査方法

本会の特別研究員等審査会において、書類選考により行います。

## 10. 選考結果の通知

選考の結果(採用内定または不合格)は、採用開始日の前月の中旬までに申請機関に通知します。

## 11. 採用辞退

やむを得ず、採用（内定含む）後に辞退することとなった場合は、本会所定の辞退届に必要事項を記入のうえ提出願います。

## 12. その他

- (1) 採用期間は、DC1は3年度目の年度末、DC2は2年度目の年度末を限度とします。ただし、グローバルCOEプログラムの事業が打ち切られた場合は、その時点で採用を中止します。また、事業期間を超えての採用はできません。さらに、採用期間が12ヶ月未満となる場合の採用は行いませんのでご注意ください。
- (2) 特別研究員（グローバルCOE）として採用された者が、採用期間中に博士号を取得した場合（人文・社会科学の分野の者で標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学（以下、「満期退学」と言う。）した場合を含む。）は、翌月より「特別研究員（グローバルCOE）-PD」として採用を継続し、当該年度末をもって採用を終了します。ただし、3月に博士号を取得または満期退学した場合には、その3月末をもって採用を終了します。この場合の採用期間については、一般の特別研究員とは取扱いが異なりますので、特にご注意願います。
- (3) 特別研究員（グローバルCOE）採用経験者は、一般の特別研究員-DCに申請することは認められません。なお、特別研究員-PDに申請することは可能です。
- (4) その他、採用に係る取扱いについては、一般の特別研究員-DCに準ずるので、採用後に配付する手引等を参照してください。

## 13. 申請書類提出先

〒102-8472 東京都千代田区一番町8番地

独立行政法人日本学術振興会総務部研究者養成課

特別研究員（グローバルCOE）募集担当

TEL : 03-3263-5070（ダイヤルイン） E-mail : yousei2@jsps.go.jp